

『柴田町共通商品券』払戻しのお知らせ

日頃より当組合の商品券をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

【協同組合柴田スタンプ会】発行の「柴田町共通商品券」のご利用は、平成30年12月31日(月)をもって終了いたしました。未使用の商品券につきましては、下記のとおり資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、払戻し手続きを行います。

■ 払戻し対象となる商品券

柴田町共通商品券(五百円券・千円券)



■ 払戻しに応じる期間

平成31年1月4日(金)～平成31年3月29日(金)
平日／午前9:00～午後5:00

※この期間にお申出のないお客様は、本払戻し手続きから除斥されます。

■ 申出・払戻し方法

お手持ちの商品券を、【協同組合柴田スタンプ会】(柴田町商工会内)へご持参いただき、「払戻し申出書」に必要事項をご記入のうえ提出してください。後日振込にて払戻しいたしますので、申出書に

記入される振込口座のご準備もよろしくお願いいたします。

※「払戻し申出書」は柴田町商工会で用意しております。

柴田町商工会ホームページ(<http://www02.jet.ne.jp/~shokokai/>)よりダウンロードもできます。

■ 払戻しができない商品券

- ①偽造又は変造されたもの
- ②破損が著しいもの
- ③3分の1以上が滅失しているもの

お問合せ先

〒989-1601

柴田郡柴田町船岡中央二丁目1-3

【協同組合柴田スタンプ会】

tel.54-2207

柴田町
商工会内

